

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 6 日

茅ヶ崎市公平委員会委員長 若 林 正 弘

茅ヶ崎市公平委員会規則第 1 号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則（平成 1 7 年茅ヶ崎市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という」を削り、「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改める。

第 9 条を第 1 0 条とし、第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条中「公平委員会」を「職員相談員」に改め、同条を第 8 条とする。

第 6 条中「苦情相談に係る」を「職員相談員その他の苦情相談に係る」に改め、同条を第 7 条とする。

第 5 条の見出しを「（記録の作成等）」に改め、同条中「公平委員会」を「職員相談員」に、「作成するものとする」を「作成し、苦情相談の概要を公平委員会に報告しなければならない」に改め、同条を第 6 条とする。

第 4 条中「公平委員会」を「職員相談員」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条第 1 項中「公平委員会」を「職員相談員」に、「その他の関係当事者に対し、助言」を「に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に」に、「^{あつ}斡旋」を「あつせん」に改め、「（以下「事案の処理」という。）」を削り、同条を第 4 条とする。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（職員相談員）

第 3 条 前条の規定による苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、公平委員会に職員相談員を置く。

2 職員相談員は、公平委員会の事務職員をもって充てる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。